

○様似町総合振興審議会条例

昭和46年9月29日

条例第6号

改正 昭和54年6月29日条例第4号

昭和58年12月23日条例第5号

昭和61年6月26日条例第4号

昭和63年6月24日条例第2号

平成2年7月26日条例第4号

平成5年5月24日条例第4号

平成13年7月2日条例第18号

平成14年3月18日条例第8号

平成31年3月8日条例第3号

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、町の振興についての諸計画に関し必要な調査及びその推進及び審議を行うため様似町総合振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で構成し、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 公的機関及び各種産業団体等の関係者
- (2) 各種団体及び自治会等の関係者
- (3) その他学識経験を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。

(会長)

第4条 審議会に委員の互選による会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことはできない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任委員会及び専門委員会)

第6条 審議会に常任委員会及び専門委員会を置く。

- 2 常任委員会は、審議会の会長及び副会長並びに専門委員会の委員長及び副委員長をもって構成する。
- 3 常任委員会は、審議会の会長が招集し、会議の議長となる。
- 4 常任委員会は、審議会の運営及び委任事項並びに諸計画の推進について審議する。
- 5 専門委員会の名称及び所管事項は、次のとおりとする。

委員会名	所管事項
総括委員会	諸計画の総括
社会開発委員会	生活環境、保健衛生、社会福祉、教育文化、交通通信、土地利用、行財政
産業開発委員会	農林水産業、商業、鉱工業、国土保全、観光レクリエーション、防災

6 会長を除く委員は、いずれかの専門委員会に所属するものとする。ただし、総括委員会は全委員をもって構成する。

7 専門委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

8 専門委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

9 専門委員会は、所管事項を審議し、審議会に上申するものとする。

10 審議会の会長及び副会長は、専門委員会に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画調整課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年6月29日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年12月23日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年6月26日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年6月24日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年7月1日から適用する。

附 則 (平成2年7月26日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、平成2年7月1日から適用する。

附 則 (平成5年5月24日条例第4号)

この条例は、平成5年6月1日から施行する。

附 則 (平成13年7月2日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年3月18日条例第8号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月8日条例第3号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。